

第二期長崎県特別支援教育推進基本計画

第一次実施計画

令和4年2月17日



長崎県教育委員会

目 次

第一次実施計画の策定にあたって	1
1 特別支援学校の環境整備と教育の充実	2
(1) 特別支援学校の環境整備	2
□ 児童生徒数増加等への対応	
□ 小・中学部分教室設置の検討	
(2) 特別支援学校における教育の充実	3
□ 自立活動の指導の更なる充実	
□ 高等学校及び大学への進学に向けた教科の指導力向上	
□ 医療的ケアの更なる充実	
□ 強度行動障害や精神疾患等のある児童生徒への適切な指導や支援の充実	
□ 多様な進路実現を目指した取組の充実	
□ 企業と学校との相互理解に向けた取組の充実	
(3) 地域とともにある特別支援学校	6
□ 県内各地区の特別支援教育のセンター的機能の強化	
2 幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実	7
(1) 幼稚園等における特別支援教育の充実	7
□ 全ての教職員に対する研修の実施	
□ 就学に向けた相談支援体制の充実	
(2) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実	8
□ 管理職員等を対象とした研修の実施	
□ 小学校等の全ての教職員を対象とした研修の実施	
□ 特別支援教育の推進に向けた計画的な人材育成	
□ 困難事例に対応する相談支援体制の充実	

3	特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上	10
(1)	免許保有率向上の取組	10
	□ 特別支援学校の教員の特別支援学校教諭免許状の取得促進	
	□ 小学校等の教員の特別支援学校教諭免許状の取得促進	
(2)	人的配置の工夫による専門性の向上	11
	□ 指導教諭の効果的な活用	
	□ 研修交流を活用した小学校等における特別支援学級、通級による指導の充実	
(3)	特別支援教育に関する研修	12
	□ 特別支援学校の教員の専門性向上	
	□ 小学校等の全ての教職員を対象とした研修の実施（再掲）	
4	関連する諸課題への対応	13
(1)	ＩＣＴ活用等による特別支援教育の質の向上	13
	□ 特別支援学校のＩＣＴ活用に関する研修の実施	
	□ 特別支援学校への統合型校務支援システムの導入	
(2)	学校外の人材や関係機関等との効果的な連携及び地域におけるネットワークづくり	14
	□ 医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等の外部専門家の活用	
	□ 保護者等支援の推進	
	□ 福祉等の関係機関との連携	
(3)	障害のある幼児児童生徒の活躍の場の拡大と生涯学習支援	16
	□ 障害のある幼児児童生徒のスポーツや芸術文化活動への更なる参加の促進	
	□ 障害のある児童生徒の生涯学習支援	
(4)	社会に開かれた特別支援教育を推進するための積極的な情報発信	17
	□ 社会に開かれた特別支援教育を推進するための情報発信の充実	
	資料	18

第一次実施計画の策定にあたって

長崎県教育委員会では、平成２３年に策定した「長崎県特別支援教育推進基本計画」に基づいた特別支援教育推進の成果と課題を検証し、令和４年度以降の本県における特別支援教育の方向性を検討する目的で「障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会」を令和元年１１月に設置し、以下の４項目について検討いただき、令和２年１１月に報告を受けました。

- １ 特別支援学校の環境整備と教育の充実
- ２ 幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実
- ３ 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上
- ４ 関連する諸課題への対応

この報告に基づき、本県の障害のある子どもの教育の更なる充実に向けて、「長崎県総合計画」及び「長崎県教育振興基本計画」を踏まえ、全県的、中・長期的な視点に立って計画的に特別支援教育を推進していくため、県教育委員会としての基本方針や施策の方向性を示した「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」を策定しました。

本第一次実施計画は、「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」に示した方向性を踏まえ、令和４年度から６年度に取り組む施策を具体化し、まとめたものです。

今後、以下に示す「本県の特別支援教育における基本方針」に沿って、第一次実施計画に係る取組を着実に推進してまいります。

- 障害のある子どもたちが変化の激しいこれからの社会を生きていくために、「生きる力」の育成を目指し、自立や社会参加に向け、一人一人の障害の状態やニーズに応じた教育の充実を図ります。
- 障害のある子どもたちが地域社会の一員として、できる限り身近な地域で専門的な教育を受けられるようにするとともに、学校教育と関係機関等が連携・協働し、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した指導や支援の充実を図ります。
- 障害のあるなしやその他の個々の違いを認め合い、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の実現に向けて、全ての学校において「インクルーシブ教育システム」構築に向けた特別支援教育を推進するとともに、県民への理解・啓発に取り組めます。

1 特別支援学校の環境整備と教育の充実

(1) 特別支援学校の環境整備

□ 児童生徒数増加等への対応

- これまで第一期長崎県特別支援教育推進基本計画に基づき、特別支援学校の適正配置を進めてきました。その結果、県内各地に特別支援学校が設置され、居住地に近い地域で専門的な教育を受ける環境が整ってきました。＜資料1＞しかし、近年、地域や学校によっては小・中学部に在籍する知的障害のある児童生徒数の増加が顕著になってきています。＜資料2＞
- 特に小学部児童の増加が顕著な鶴南特別支援学校時津分校と虹の原特別支援学校については、早急に対応する必要があります。＜資料3、4＞
- 時津分校については、児童生徒数が120名、教職員数が60名を超える規模となっていることから、本校化して管理体制を強化することで、小学部から高等部の一貫した教育活動の充実や児童生徒の安全管理、学校行事や校外学習等の円滑な実施、教職員の服務管理や施設管理の充実を図っていく必要があります。＜資料5＞
- また、その他の特別支援学校についても、新たに施行された「特別支援学校設置基準」や幼児児童生徒数の推移等を踏まえ、中・長期的な視点で整備を検討する必要があります。＜資料6＞

＜新たな取組＞

- 鶴南特別支援学校時津分校における校舎の増築及び本校化【令和6年度】
- 虹の原特別支援学校における校舎の増築
- 特別支援学校設置基準等を踏まえた、中・長期的な整備計画の策定

□ 小・中学部分教室設置の検討

- 第一期長崎県特別支援教育推進基本計画に基づき、近年では令和3年度に北松地区に小・中学部を設置し、既存の高等部と併せて佐世保特別支援学校北松分校とするなど、特別支援教育の充実を図ってきました。しかし、対馬地区と西海地区は、小・中学部が未設置であるため、地元自治体や保護者から設置の要望が出されています。＜資料7＞
- 第二期長崎県特別支援教育推進基本計画においても、未設置の地区において一定規模（10名程度）の児童生徒数の就学が継続して見込まれる場合は、既存施設の活用の可能性や地元自治体、保護者等の理解や協力が得られるかなど、分教室設置の可能性について総合的に検討することとしており、対馬地区と西海地区での小・中学部設置の要望に対しても一人一人の子どもにとっての最適な学びの場について十分考慮し、設置場所や通学方法を踏まえたうえで、就学が見込まれる人数を精査し、設置について検討を行う必要があります。

＜新たな取組＞

- 対馬地区と西海地区における児童生徒数の見込みや保護者へのニーズ調査等を踏まえた小・中学部分教室設置の検討

(2) 特別支援学校における教育の充実

□ 自立活動の指導の更なる充実

- 各特別支援学校においては、知的障害のある児童生徒に対しても、自立活動の指導の重要性の認識が高まってきており、今後は、全ての知的障害特別支援学校において、自立活動の時間における指導を時間割に位置付け、さらに指導の充実を図る必要があります。
- また、自立活動の指導については、学習指導要領に示された指導目標や具体的な指導内容設定の手続きに沿って個別の指導計画を作成し、指導実践や評価を行う必要があることから、高い専門性と経験が必要となるため、個々の教員の力量や経験等に応じて専門性の向上を図る必要があります。
- そのため、特別支援学校の教員としての経験年数に沿って、自立活動の指導において身に付けておく必要のある専門性を示した「自立活動の指導を担う教員の力量形成チェックシート」(一木薫(福岡教育大学)、長崎県教育センター 令和元年)に基づき、組織的・計画的な人材育成を図る必要があります。

<新たな取組>

- 自立活動の時間における指導を全ての知的障害特別支援学校の時間割に位置付け

<充実・強化する取組>

- 「自立活動の指導を担う教員の力量形成チェックシート」に基づいた組織的・計画的な人材育成

□ 高等学校及び大学への進学に向けた教科の指導力向上

- 小学校や中学校、高等学校に準ずる教育を行う特別支援学校においては、高等学校や大学への進学を目指す生徒の進路実現に向けて必要な学力の向上や定着を図るため、同教科の担当者間で教科指導についての情報交換や学び合う機会を設定するなど、教科指導力の向上を図る必要があります。

<新たな取組>

- 小学校や中学校、高等学校に準ずる教育を行う特別支援学校における学校種を超えた教科指導に係る情報共有会や授業研究会の実施

□ 医療的ケアの更なる充実

- 本県においては、平成16年度から、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアを必要とする児童生徒の安全・安心な学校生活を確保するため「障害のある子どもの医療サポート事業」を実施してきました。近年、医療的ケア児が増加していることに伴い、看護師の配置を拡充するとともに、看護師や医療的ケアに関わる教員の研修の充実を図ってきました。＜資料8＞
- 令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、今後は人工呼吸器等、より高度な医療的ケアへの対応に向けた研修等の実施や看護師の配置拡充など、更なる体制整備の充実を図る必要があります。＜資料9＞
- また、全国的な看護師不足の中、必要な看護師を確保するための取組や、市町教育委員会が小学校や中学校に配置する看護師に対して研修の場を提供するなど、県教育委員会として支援の拡充を図ることも必要と考えられます。

＜新たな取組＞

- 人工呼吸器等、より高度な医療的ケアへの対応に向けた体制の整備
- 看護師確保のための特別支援学校見学会や看護師養成校への周知の実施

＜充実・強化する取組＞

- 小学校や中学校に配置された看護師への研修の場の提供など支援の拡充

□ 強度行動障害や精神疾患等のある児童生徒への適切な指導や支援の充実

- 強度行動障害や精神疾患等のある児童生徒への対応が課題となっていることから、適切な指導や支援の充実を図る必要があります。

＜充実・強化する取組＞

- 全ての特別支援学校の教員に対する強度行動障害、精神疾患、愛着障害等のある児童生徒への適切な指導や支援についての研修の実施

□ 多様な進路実現を目指した取組の充実

- これまでのキャリア教育の取組により、高等部卒業生の就労希望者の就労率は平成22年度の62.1%から令和2年度の90.7%へと上昇しました。＜資料10＞
- また、長崎県特別支援学校キャリア検定の取組で生徒が清掃の技能や態度を身に付けたことにより、就労先で清掃業務に従事する生徒が増加するなど、進路選択の幅が広がってきました。
- 今後は、テレワークや在宅勤務が推奨されるなど、働き方が大きく変化する中で、障害のある生徒がICT活用のスキルを身に付けるとともに、様々な分野で活躍する卒業生の経験談等を聞く機会の充実を図ることで、個々の特性や能力を生かした進路選択の幅をさらに広げる必要があります。

＜新たな取組＞

- 在宅勤務を含めた多様な就労形態への対応や新たな職域の開拓

＜充実・強化する取組＞

- 実践研究校を指定し、ICTを活用した就労に必要な指導内容や指導方法の開発
- 様々な就労先や進学先で活躍している卒業生をロールモデルとした講演会の実施

□ 企業と学校との相互理解に向けた取組の充実

- 高等部卒業生の就労率が上昇した一方で、就労した卒業生の中には、短期間で離職するケースがあり、就労後の定着に課題があります。また、会社内で障害のある人が担う適当な仕事の選定が課題であると回答した企業が約7割、障害のある人を雇用するイメージやノウハウがないと回答した企業が約半数、職場の安全面の配慮が課題であると回答した企業が約4割あることなどから、今後、企業と特別支援学校との日常的な連携を深め、相互理解を促す取組を推進する必要があります。＜資料11＞
- また、平成26年度から長崎県特別支援学校キャリア検定＜資料12＞を実施しており、その取組を企業に周知していく必要があります。

＜新たな取組＞

- 企業を対象とした日常的な学校見学会及び出前講座の実施
- 障害のある生徒の雇用に関する企業向けフォーラムの開催

＜充実・強化する取組＞

- 特別支援学校に在籍する生徒の企業見学の実施
- 企業への長崎県特別支援学校キャリア検定見学会を実施することによる特別支援学校生徒の理解促進

(3) 地域とともにある特別支援学校

□ 県内各地区の特別支援教育のセンター的機能の強化

- 県内の小学校、中学校、義務教育学校で学ぶ特別な支援を必要とする児童生徒が近年著しく増加しており<資料13>、その実態は多様化しています。
- そのため、地域の特別支援教育のセンター的機能を担う特別支援学校は、小学校、中学校、義務教育学校に在籍する多様な実態やニーズのある児童生徒に関する相談に応じることできる体制の強化を図る必要があります。
- また、特別支援学校と市町教育委員会とが連絡協議会の企画や運営、実施等の役割分担を明確化することによって、特別支援学校の相談支援機能の強化を図る必要があります。

<充実・強化する取組>

- 地域の小学校、中学校、義務教育学校で学ぶ多様な実態やニーズのある児童生徒に対する相談支援機能の充実
- 特別支援教育コーディネーター連絡協議会での市町教育委員会と特別支援学校の役割分担を明確化することによる小学校、中学校、義務教育学校への相談支援の強化

◆ 目指す成果指標

章	指標名	基準値	最終目標値(R6)
1	「自立活動の指導を担う教員の力量形成チェックシート」を活用している特別支援学校の割合	73% (R3)	100%
	小・中学校や高等学校に準ずる教育を行う特別支援学校間で学校種を超えた教科指導に係る情報共有会や授業研究会を実施した教科の数	—	10教科 (3年間で全教科)
	医療的ケアの必要な児童生徒の安全な学校生活を確保できた割合	94% (R2)	100%
	特別支援学校高等部及び専攻科卒業生の進路希望に沿った進路実現率	95.5% (R2)	95%以上
	障害のある生徒の雇用に関する企業向けフォーラムに参加した企業の理解の深まり(事後アンケート)	—	100%

2 幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実

(1) 幼稚園等における特別支援教育の充実

□ 全ての教職員に対する研修の実施

- 幼稚園、保育所、認定こども園等（以下、「幼稚園等」）では、障害のある乳幼児に対し、医療、保健、福祉等の関係機関と連携した早期からの相談や支援などが行われています。
- 幼稚園等の教職員においては、これまで各地区で開催されている特別支援教育コーディネーター連絡協議会等に参加するなどして研修に取り組み、特別支援教育の充実を図ってきました。
- 今後、幼稚園等における特別支援教育の更なる充実のため、全ての教職員が障害のある乳幼児一人一人の特性を理解するとともに、個別の教育支援計画を作成・活用し、障害のある乳幼児の成長の記録や支援の内容、合理的配慮等に関する情報を小学校に確実に引き継ぐことを定着させる必要があります。

<新たな取組>

- 障害のある幼児の特性と対応の方法、個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎについてのオンデマンドによる研修の実施
- 個別の教育支援計画に係るリーフレットの作成と保護者への説明時での活用

□ 就学に向けた相談支援体制の充実

- 障害のある幼児の就学について、県教育委員会としては、市町教育委員会に対して教育支援チームの派遣など早期からの継続的な相談支援体制の整備を支援してきました。しかし、教育支援チームの活用が市町教育委員会主催の就学相談会のみに限られる状況となっています。
- 今後、市町教育委員会の要請に応じた指導主事等の派遣など、年間を通じた教育支援チームの支援機能を強化することが必要となっています。
- また、市町教育委員会の就学指導担当者が代わっても市町の就学相談が継続して適切に行われるよう、就学に係る仕組みや手順を記した「就学に向けた教育相談・就学支援ハンドブック」を活用した研修を充実させる必要があります。

<充実・強化する取組>

- 県教育支援委員会や教育支援チーム等を活用した早期からの教育相談・支援体制の強化
- 「就学に向けた教育相談・就学支援ハンドブック」を活用した研修の充実

(2) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実

□ 管理職員等を対象とした研修の実施

- 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（以下、「小学校等」）においては、児童生徒への発問の仕方や掲示の工夫など、全ての児童生徒にとって分かりやすい授業づくりや環境づくりを行うなど、学校全体で取り組む特別支援教育の推進を図ってきました。
- しかし、発達障害のある児童生徒に対する指導経験等の違いから、発達障害についての理解や対応について教員間で差があることが課題となっており、学校組織として専門性向上を図る必要があります。
- そのため、まずは管理職員や特別支援教育コーディネーター、指導教諭等、校内における特別支援教育推進の核となる者に対して、校内支援体制の構築、指導教諭や特別支援教育支援員の役割の理解、福祉や保健機関との連携など、組織マネジメントに係る研修を実施する必要があります。

<新たな取組>

- 幼稚園等及び小学校等の管理職員や特別支援教育コーディネーター、指導教諭に向けた研修会の実施（発達障害等教育支援研修会<組織マネジメント編>）

□ 小学校等の全ての教職員を対象とした研修の実施

- 通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒についての基本的な理解や対応について、学校組織として専門性向上を図るため、全ての教職員を対象とした研修を行う必要があります。
- さらに、全教職員の共通理解のもと、特別支援学級や通級による指導における指導を行う体制づくりを推進するため、全ての教職員に対して、特別の教育課程や自立活動の指導についての理解を深めていく必要があります。

<新たな取組>

- 全ての教職員を対象とした研修の実施（発達障害等教育支援研修会<基礎編>）

□ 特別支援教育の推進に向けた計画的な人材育成

- 小学校等の特別支援学級担任や通級による指導の担当が、学校や地域の特別支援教育の推進に大きな役割を果たしています。
- 今後も、小学校、中学校、義務教育学校における特別支援学級担任や通級による指導の担当、高等学校における通級による指導の担当等、特別支援教育推進のリーダー的役割を担う人材を計画的に育成する必要があります。

<新たな取組>

- 各市町教育委員会や高等学校からの推薦者を対象とした「特別支援教育次世代リーダー養成研修」の実施

□ 困難事例に対応する相談支援体制の充実

- 小学校等で校内の支援体制のみでは改善を図ることが難しい場合には、まず、地域にある特別支援学校のセンター的機能を活用し、適切な対応を検討する必要があります。
- そのうえで、二次障害を発症するなど対応が困難な事例については、県教育センターや大学等の高い専門性を有する相談機能の活用を推進するなど、対応の充実を図る必要があります。

<充実・強化する取組>

- 県教育センターの教育相談機能の周知の徹底と対応の充実

◆ 目指す成果指標

章	指標名	基準値	最終目標値(R6)
2	管理職員等を対象とした発達障害等教育支援研修会<組織マネジメント編>の研修内容の理解度(事後アンケート)	—	100%
	全ての教職員を対象とした発達障害等教育支援研修会<基礎編>の研修内容の理解度(事後アンケート)	—	100%
	各市町教育委員会や高等学校からの推薦者を対象とした「特別支援教育次世代リーダー養成研修」への派遣数	—	3年で20人 (21市町67校のうち)

3 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上

(1) 免許保有率向上の取組

□ 特別支援学校の教員の特別支援学校教諭免許状の取得促進

- 本県においては、特別支援学校教諭の志願者は特別支援学校教諭免許状の保有を必須とし、勤務する学校の障害種の免許状を保有していない特別支援学校教員に対しては、免許法認定講習の受講を促進するなど、計画的な免許状取得の取組を進めたことで保有率は向上してきました。＜資料 14＞
- しかし、人事異動等により、他障害種の学校に勤務する場合があることから、新たに勤務する学校に必要な障害種の免許状の取得を促進する必要があります。

＜新たな取組＞

- 免許状を取得していない校種の学校に異動した教員に対する 4 年以内の勤務校の障害種の免許状取得の促進

□ 小学校等の教員における特別支援学校教諭免許状の取得促進

- 特別支援学級担任や通級による指導の担当には特別支援教育の専門性が求められることから、特別支援学校教諭免許状を取得することが望ましいとされています。
- 特別支援学級担任や通級による指導の担当の特別支援学校教諭免許状保有者数は増加していますが、特別支援学級や通級指導教室の増加が顕著であることから、今後もさらに免許状取得を奨励し、専門性の向上を図る必要があります。
- また、小学校等の教員や教員志望者が、特別支援学校教諭免許状を取得するための講義や講習会等を受講することは、通常の学級における指導を行う上でも大きなメリットになると考えられることから、教員養成大学と連携して特別支援学校教諭免許状取得を推進したり、免許状取得に至る手続きを分かりやすく提示して取得を促したりする必要があります。

＜新たな取組＞

- 県内の教員養成大学と連携し、大学 1 年生を対象とした特別支援教育が果たす役割や重要性に係る講義の実施や資料提供

(2) 人的配置の工夫による専門性の向上

□ 指導教諭の効果的な活用

- 平成28年度から配置した小学校や中学校の指導教諭は所属校だけでなく、配置された市町内の各学校の現状や課題を的確に把握し、特別支援教育推進に大きな役割を果たしています。今後、効果的に指導教諭を活用している事例を県教育委員会と市町教育委員会が連携して指導教諭が配置されている市町に周知し、小学校や中学校の特別支援教育の充実を図っていく必要があります。

<充実・強化する取組>

- 指導教諭の効果的な活用事例の周知と活用の促進

□ 研修交流を活用した小学校等における特別支援学級、通級による指導の充実

- 特別支援学校から小学校等に研修交流をした特別支援学校の教員のうち、特別支援学級の担任や通級による指導の担当となった者は、校内だけでなく地域における特別支援教育推進に大きな役割を果たしています。
- 今後、特別支援学校から小学校等へ研修交流を行う教員が、希望に応じて、研修交流先で特別支援学級の担任や通級による指導の担当となることができる仕組みを構築し、特別支援学級や通級による指導の専門性向上を図ることが必要です。

<新たな取組>

- 研修交流により特別支援学校から小学校等に勤務する教員が、希望に応じて、特別支援学級の担任や通級による指導の担当となる研修交流の仕組みの構築

(3) 特別支援教育に関する研修

□ 特別支援学校の教員の専門性向上

- 県教育センターにおいては、経年研修の他に、希望者研修として特別支援教育に関する研修、教科指導、ICT活用、教育相談等、様々な研修講座を実施しています。近年では、国立特別支援教育総合研究所や各地の教育センター等が研修内容をオンデマンド配信するなどの取組も増えてきました。そこで、特別支援学校に勤務する教員は、経験年数に沿って教員として求められる資質の目標を示した「長崎県 教員等としての資質の向上に関する指標」を活用し、計画的に研修を行い、専門性の向上を図っていく必要があります。
- また、複数の教員で授業を行うティーム・ティーチングについて、安全を確保しつつ少人数でより効果的な指導を行うための体制や方法等の在り方を検討していく必要があります。

<充実・強化する取組>

- 特別支援学校に勤務する教員への県教育センターの研修講座や国立特別支援教育総合研究所等のオンデマンド研修の受講促進

<新たな取組>

- ティーム・ティーチングの効果を高める指導の在り方の検討

□ 小学校等の全ての教職員を対象とした研修の実施（再掲）

- 通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒についての基本的な理解や対応について、学校組織として専門性向上を図るため、全ての教職員を対象とした研修が必要となっています。さらに、全教職員の共通理解のもと、特別支援学級や通級による指導における指導を行う体制づくりを推進するため、全ての教職員に対して、特別の教育課程や自立活動の指導についての理解を深めることも必要です。

<新たな取組>

- 全ての教職員を対象とした研修の実施（発達障害等教育支援研修会＜基礎編＞）

◆ 達成を目指す指標

章	指標名	基準値	最終目標値(R6)
3	令和5年度以降に免許状を取得していない校種の学校に異動した教員が勤務校の障害種の免許状取得を開始した割合	—	100%
	要請を受けた学校へ指導教諭の派遣を行った市町の割合	64% (R3)	100%

4 関連する諸課題への対応

(1) ICT活用等による特別支援教育の質の向上

□ 特別支援学校のICT活用に関する研修の実施

- 特別支援学校においては、1人1台端末が整備されたことを受け、全ての教員のICTを活用した指導力を向上させ、児童生徒が有している力を最大限に引き出す教育の一層の充実を図ることが重要な課題となっています。
- ICTを活用した指導力向上のためには、特別支援学校、教育センター、教育庁が連携した系統的な研修を行うとともに、長崎大学との連携を図り、各学校のニーズに応じたより専門性の高い研修を実施することが必要となっています。
- また、家庭学習や学校卒業後での活用を見据えて、保護者等がICT活用について学ぶ機会を設けることも必要です。

<充実・強化する取組>

- 全ての教員を対象としたICT活用の基礎基本、オンライン学習支援サービスやアプリケーションの活用等の研修の実施と指導力向上に係る評価の実施
- 長崎大学と連携した専門性の高い研修の実施や教育センターの出前講座等の活用
- 保護者のICT活用に関する校内研修の実施

□ 特別支援学校への統合型校務支援システムの導入

- 校務の効率化や負担軽減を図り、幼児児童生徒についての情報の一元管理及び共有が可能となる統合型校務支援システムを導入することによって、教員が幼児児童生徒と向き合う時間を確保し、教育の質的向上につなげることが必要となっています。

<新たな取組>

- 統合型校務支援システムの導入による業務の効率化と個に応じた指導や支援の充実

(2) 学校外の人材や関係機関等との効果的な連携及び地域におけるネットワークづくり

□ 医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等の外部専門家の活用

- 各特別支援学校においては、P T（理学療法士）、O T（作業療法士）、S T（言語聴覚士）等の外部専門家の他、臨床心理士、精神科医、教具スペシャリスト、長崎県障害者職業センター職員等、各学校のニーズに応じた外部専門家を活用し、専門性の向上を図っています。
- しかし、他の特別支援学校がどのような外部専門家を活用しているか情報を共有する場がないため、各学校が活用する外部専門家が固定化する傾向にあります。そのため、他の特別支援学校の活用の状況や効果等について情報共有を行う必要があります。
- また、小学校等における外部専門家の活用を促進するために、特別支援学校の外部専門家活用についての知見を小学校等に広げることも必要です。

<新たな取組>

- 外部専門家活用の情報の特別支援学校間における共有及び小学校等への発信

□ 保護者等支援の推進

- 小学校等の保護者の中には、自分の子どもに障害があることに気付かなかつたり、障害があることに気付きながらも障害を受け入れることができなかつたりすることで、障害のある子どもが適切な時期に適切な指導や支援を受けることができず、学校生活に不適應を起こし、二次的な困難が生じるケースがあります。
- このようなことから、本県においては、平成30年度に家庭と学校とが子どもの心と体の成長や集団生活の送り方などについて共通の観点で捉えるためのツールとして「見守りシート」を開発しました。このシートの有効性については、研究開発校の取組から明らかとなっており、今後、活用方法等についての周知を徹底し、活用を促進することが必要です。

＜充実・強化する取組＞

- 「見守りシート」の活用による保護者の子どもの発達状況等の適切な理解及び保護者と学校との共通理解の促進

□ 福祉等の関係機関との連携

- 現在、多くの児童生徒が放課後等デイサービスを利用しています。それらの事業所と学校との情報共有を充実させることが求められており、個別の教育支援計画を活用した情報共有、一貫した指導や支援の充実を図る必要があります。

＜充実・強化する取組＞

- 放課後等デイサービスの事業所との情報共有の促進

(3) 障害のある幼児児童生徒の活躍の場の拡大と生涯学習支援

□ 障害のある幼児児童生徒のスポーツや芸術文化活動への更なる参加の促進

- 障害のある幼児児童生徒のスポーツや芸術文化活動は年々盛んになり、障害者スポーツ大会や障害者芸術祭だけでなく、各種団体や企業が主催する大会や教室、作品展等に参加する機会が広がってきました。
- 今後、さらに関係機関等との連携を一層深め、文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保などに取り組むとともに、障害のある幼児児童生徒の活躍の様子を周知するなどして、スポーツや文化芸術活動への積極的な参加の促進を図っていく必要があります。

<充実・強化する取組>

- 在校生に対するスポーツや文化芸術活動への積極的な参加の促進

□ 障害のある児童生徒の生涯学習支援

- いくつかの特別支援学校においては、地域の方々の障害理解を促進するために地域開放講座を実施してきました。
- 今後は、障害のある児童生徒が、学校卒業後にも生涯にわたって学び続けられるように、各特別支援学校が開講する地域開放講座への在校生の参加を積極的に促す必要があります。

<充実・強化する取組>

- 各特別支援学校における卒業生や地域の方々を対象とした地域開放講座の実施と在校生の参加の促進

(4) 社会に開かれた特別支援教育を推進するための積極的な情報発信

□ 社会に開かれた特別支援教育を推進するための情報発信の充実

- 本県では、平成26年4月に「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」が施行され、障害のあるなしにかかわらず、誰もが社会を構成する一員として、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現に向けた取組が進められてきました。
- また、改訂された学習指導要領等においては、教育課程を通じて、子どもたちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力とは何かを明確にし、教科等を学ぶ本質的な意義を大切にしつつ、社会とのつながりを重視しながら学校の特色づくりを図っていくこと、現実の社会との関わりの中で子どもたち一人一人の豊かな学びを実現していくことが課題として挙げられています。
- 教育活動の実施にあたっては、地域の人的・物的資源を活用するなど学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させる必要があり、ホームページや広報誌等を活用して各特別支援学校における教育の目的や指導の意図等を適切に情報発信することが重要です。

<充実・強化する取組>

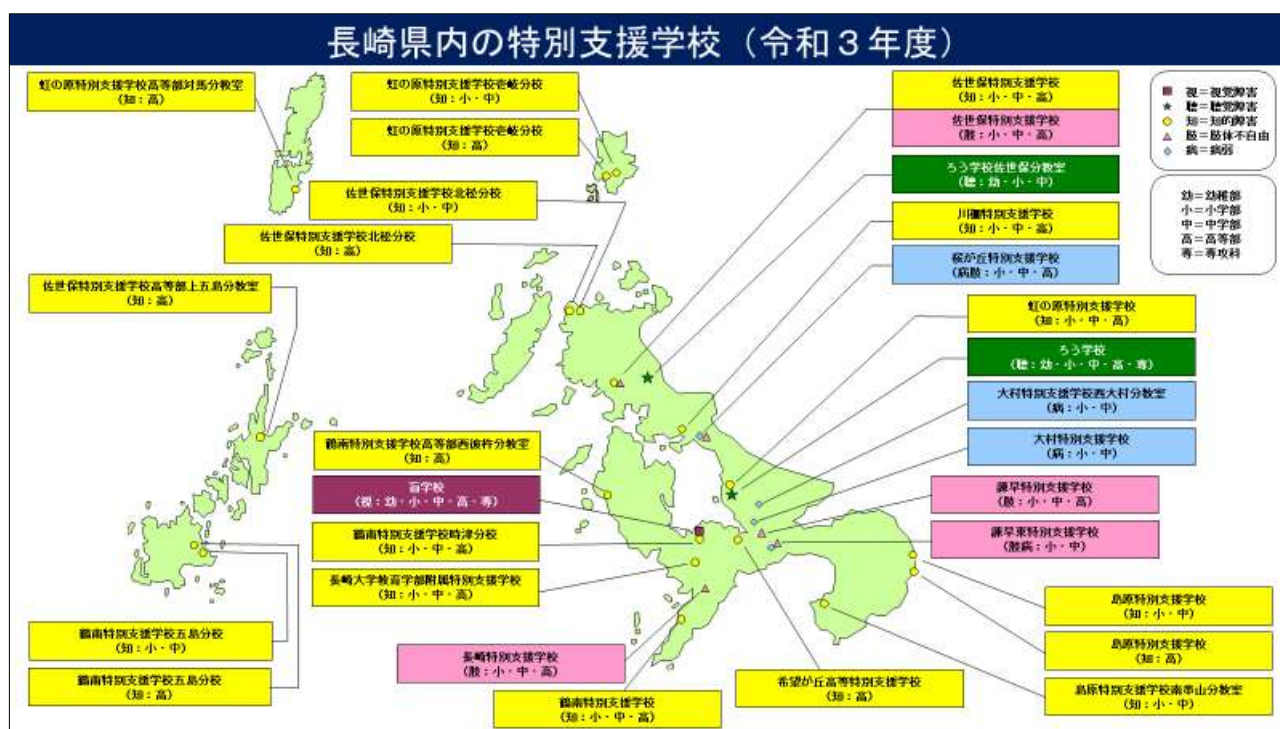
- ホームページや広報誌等を通じ、各特別支援学校における教育の目的や指導の意図、障害のある幼児児童生徒の学習や活躍の様子等の積極的な発信

◆ 達成を目指す指標

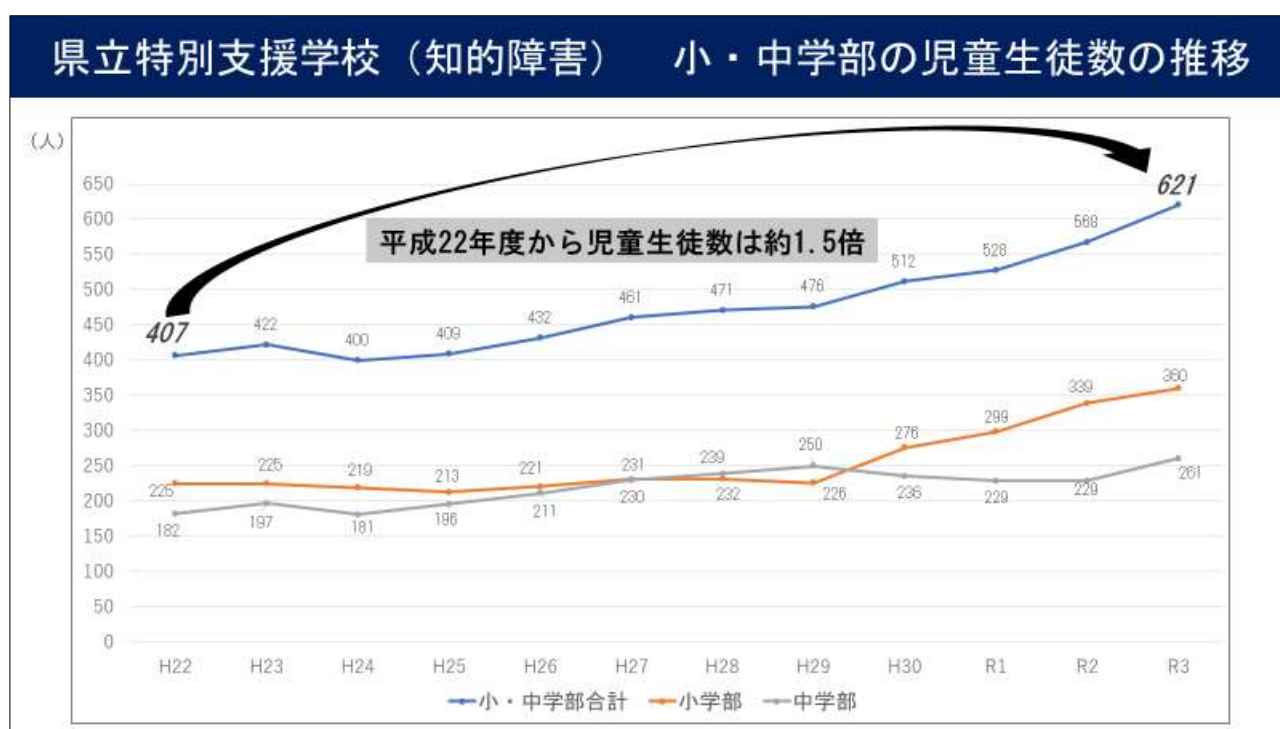
章	指標名	基準値	最終目標値(R6)
4	児童生徒の障害の状態や興味関心に応じ、授業において効果的にICTを活用していると回答した特別支援学校の教員の教（情報化に関する調査）	70% (R2)	100%
	保護者向けのICT活用に関する研修を実施した特別支援学校の割合	34% (R3)	100%
	「見守りシート」を活用した小学校、中学校、義務教育学校の割合	32% (活用予定を含めた回答数) (R2)	50%

資料

<資料 1>

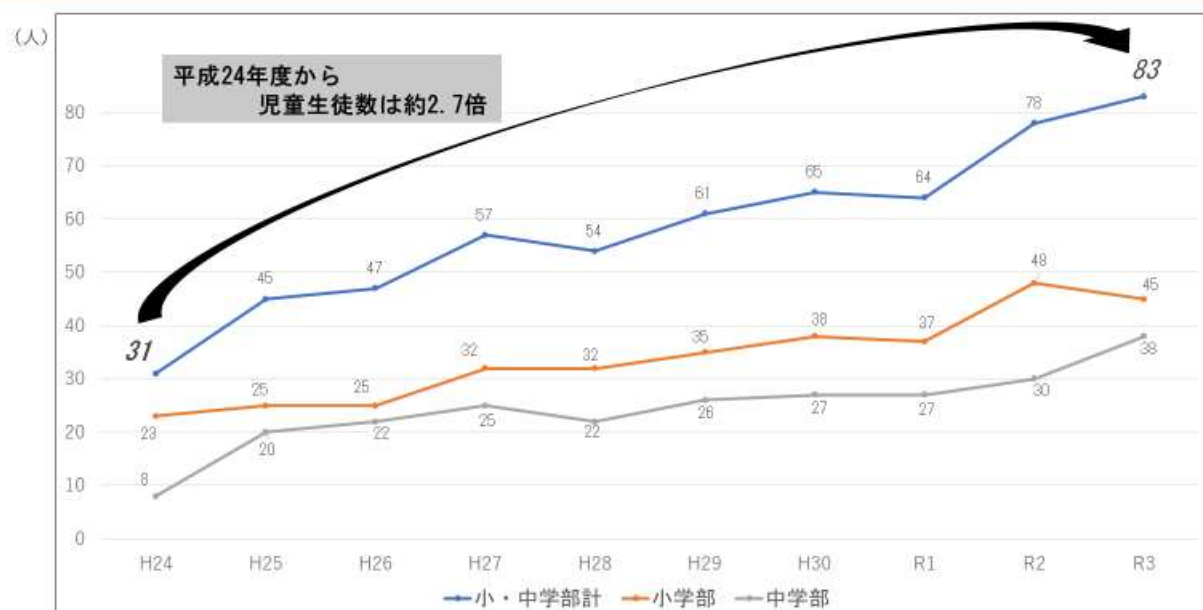


<資料 2>



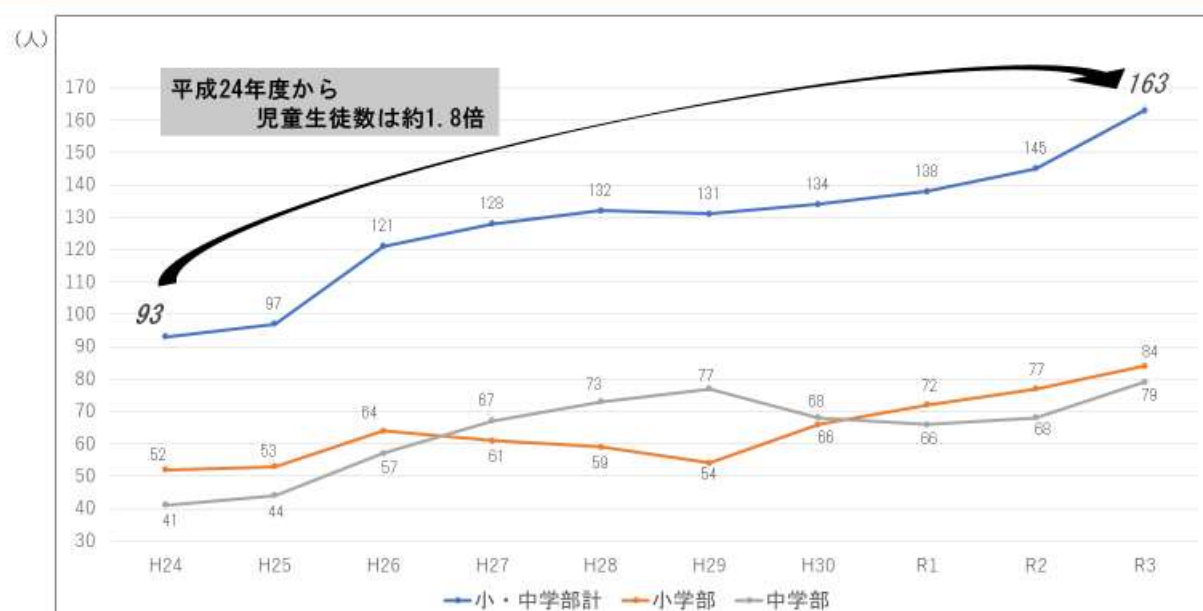
<資料 3>

鶴南特別支援学校時津分校の小・中学部の児童生徒数の推移



<資料 4>

虹の原特別支援学校の小・中学部の児童生徒数の推移



鶴南特別支援学校時津分校の全校児童生徒は123人で
本校・分校を含めて4番目に多い。

令和3年度 県立特別支援学校幼児児童生徒数一覧

障害種別	学校名	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	合計
視覚障害	盲学校	0	5	1	5	5	16
聴覚障害	ろう学校	4	16	6	10	6	42
	ろう学校 佐世保分教室	4	4	1			9
知的障害 肢体不自由	佐世保特別支援学校		69	43	95		207
			30	20	9		59
知的障害	佐世保特別支援学校 北松分校		9	3	21		33
	佐世保特別支援学校 高等部上五島分教室				8		8
	島原特別支援学校		37	23	52		112
	島原特別支援学校 南串山分教室		11	3			14
	虹の原特別支援学校		84	79	140		303
	虹の原特別支援学校 壱岐分校		4	7	14		25
	虹の原特別支援学校 高等部対馬分教室				8		8
	鶴南特別支援学校		58	42	67		167
	鶴南特別支援学校 高等部西彼杵分教室				6		6
	鶴南特別支援学校 時津分校		45	38	40		123
	鶴南特別支援学校 五島分校		8	7	17		32
	希望が丘 高等特別支援学校				83		83
	川棚特別支援学校		35	16	46		97
肢体不自由	長崎特別支援学校		24	17	15		56
	諫早特別支援学校		49	24	44		117
肢体不自由 病弱	諫早東特別支援学校		8	20			28
病弱	大村特別支援学校		11	29			40
	大村特別支援学校 西大村分教室		3	13			16
病弱 肢体不自由	桜が丘特別支援学校		6	17	39		62



特別支援学校設置基準の概要

趣旨

- ◆ これまで、特別支援学校については、学校教育法3条に基づく設置基準として独立した省令は定められておらず、学校教育法施行規則に、設備編成の基本的事項についてのみ定められていた。
- ◆ 今般、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、設置基準を制定。
- ◆ 有識者会議や中教審の答申を踏まえ、①**特別支援学校を設置するために必要な最低の基準**とするとともに、②**地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定**することを基本方針とする。

主な内容

他の学校種の設置基準と共通の内容

- ◆ 構成（総則、学科（高校）、編制、施設及び設備、別表（校舎・運動場の面積））
- ◆ 趣旨（学校を設置するのに必要な最低基準であり、設置者は、学校が設置基準より低下した状態にならないよう、水準の向上を図ることに努めなければならない）【1条2～3項】
- ◆ 経過措置（編成並びに施設及び設備に係る規定の施行の際、現に存在する学校の編成等については、当分の間、なお従前の例によることができる）【附則2条】

特別支援学校に特有の内容

- ◆ 高等部の学科の種類（例 視覚障害：理療・理学療法、聴覚障害：歯科技工等）【3～4条】
- ◆ 一学級の幼児児童生徒数（幼稚部5人以下、小中学部6人以下、高等部8人以下、重複障害3人以下）【5条】
- ◆ 教諭等の数等（相当数の副校長又は教頭、養護教諭、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員等）【7～12条】
- ◆ 校舎に備えるべき施設（自立活動室等）【15条】
- ◆ 校舎の面積（学部、障害種毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】
- ◆ 運動場の面積（学部毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】

その他の内容

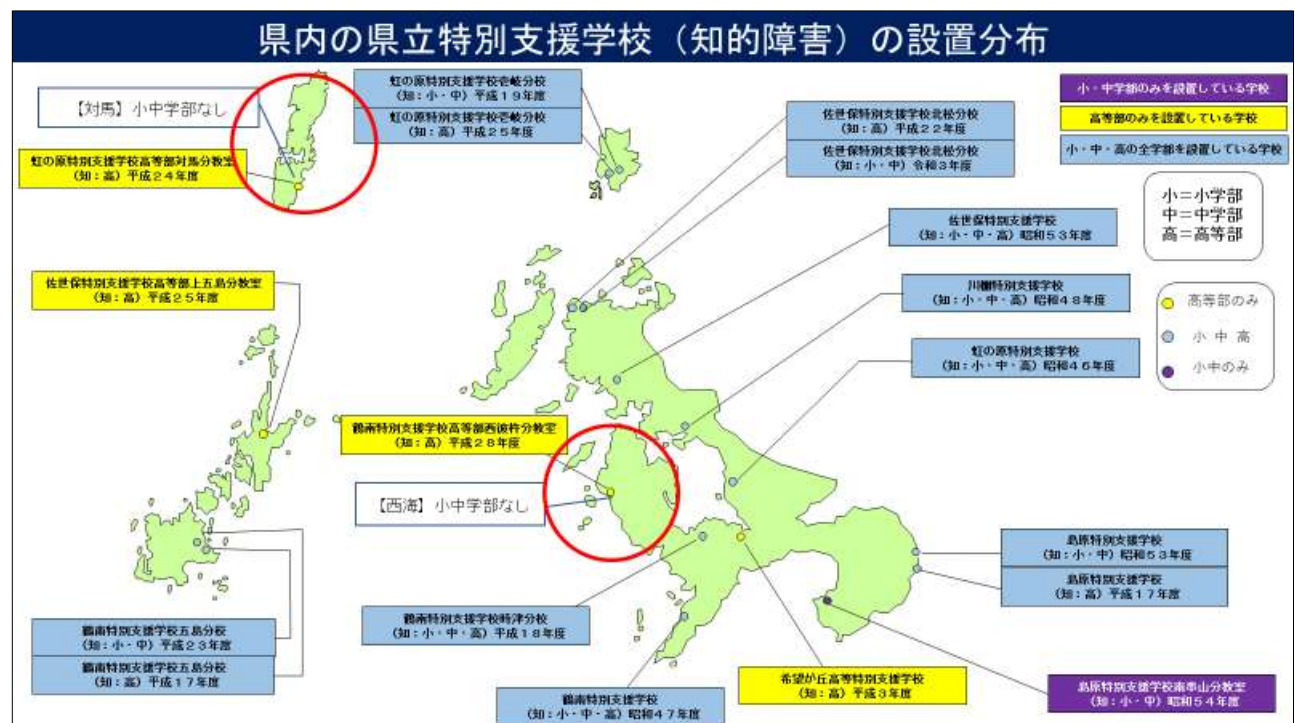
- ◆ 学校教育法施行規則の一部改正（120条～123条の削除等）
- ◆ 特別支援学校の高等部の学科を定める省令の廃止

（参考）今後のスケジュール

令和3年9月中 公布

令和4年4月1日 施行

令和5年4月1日 施行（編制、施設及び設備）



<資料 8>

医療的ケアを必要とする児童生徒数と看護師数の推移						
年度	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3
医療的ケアを必要とする児童生徒数	98	107	114	107	116	120
医療的ケア行為別の児童生徒数【延べ人数】	247	311	344	331	359	386
看護師数	13	13	13	16	21	21
配置校数	8	8	7	7	7	7

※訪問教育は含まない

<資料 9>

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは
 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する

⇒安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

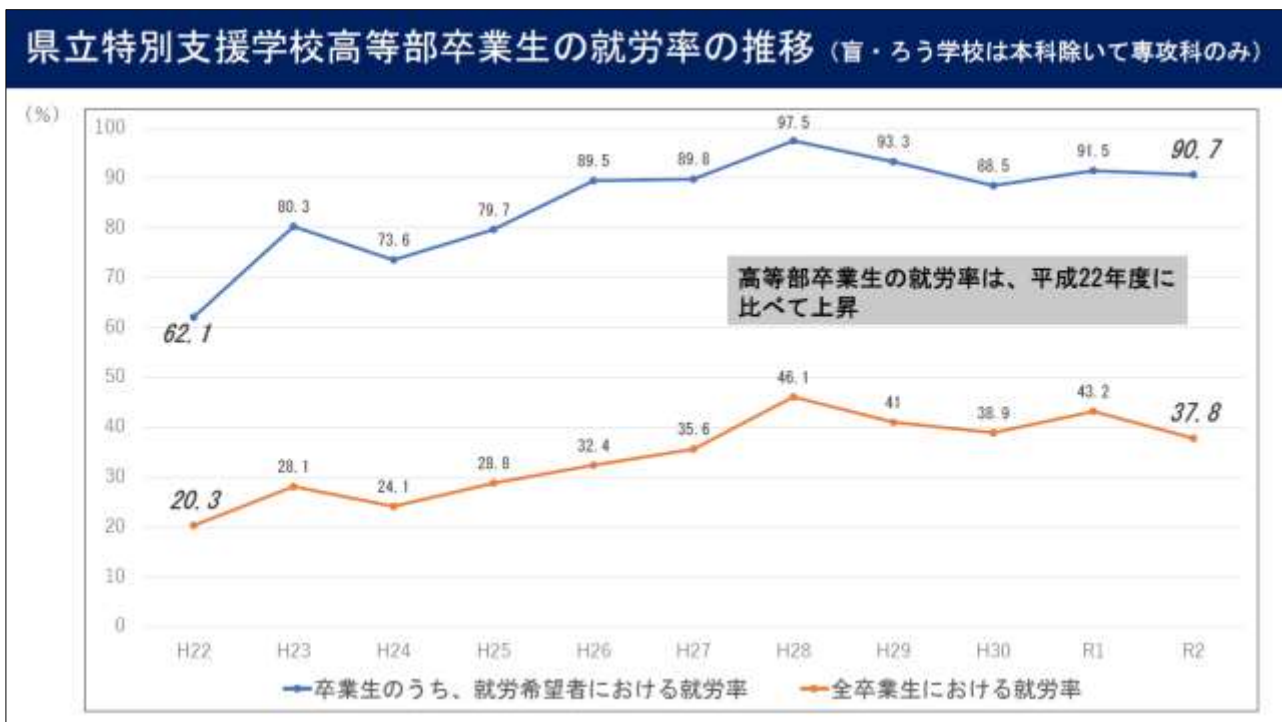
- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

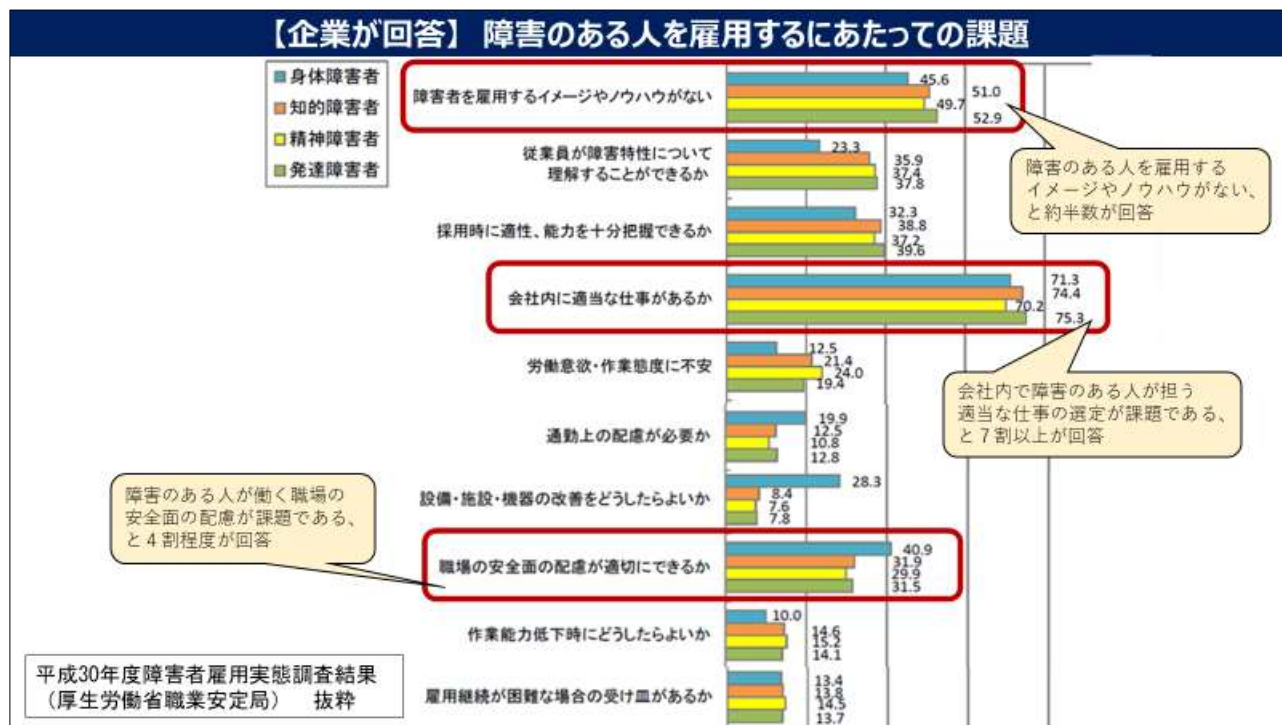
- 保育所における医療的ケアその他の支援
 →看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
 →看護師等の配置

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）
検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討
 医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

<資料 10>



<資料 11>



長崎県特別支援学校キャリア検定

○目的

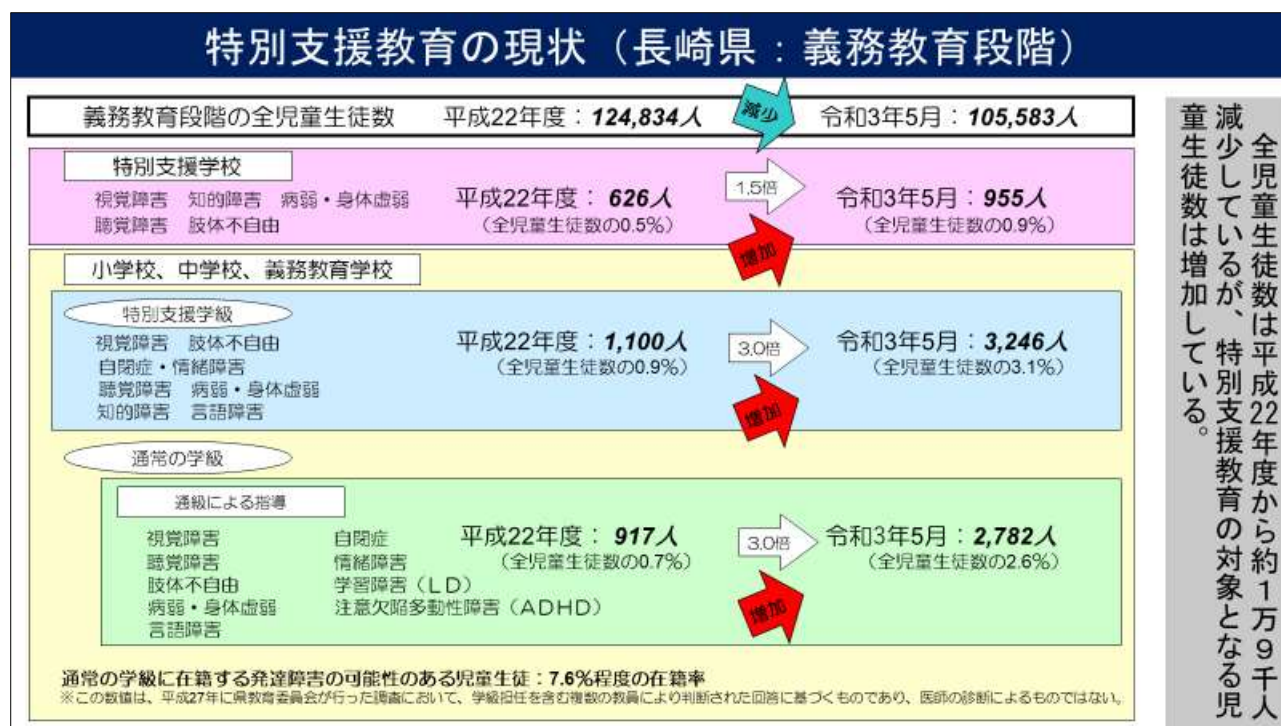
- ・個々の生徒が進路実現に向けて必要な知識、技能、態度及び習慣を養う。
- ・個々の生徒が認定資格の習得に向けて主体的に取り組むことで、自己有能感及び職業的自立への意欲の向上を図る。

○種目

- ・清掃<平成26年度から>
(テーブル拭き／自在ぼうき／モップ／ダスタークロス) 
- ・事務アシスタント<令和2年度から>
(宛名シール貼り、資料の二つ折り、指示された資料のピックアップ、封入、封筒のフラップ部折り) 

○令和3年度の実施日

- ・事務アシスタント 12月15日(水)
- ・清掃(対馬) 12月17日(金)
- ・清掃(第1回) 12月22日(水)
- ・清掃(第2回) 2月17日(木)



県立特別支援学校における当該障害種免許状保有率の推移

